

株 主 各 位

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

JUKI株式会社

代表取締役 清 原 晃

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご高覧の上、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）午後6時までに到着するよう、折返しお送り下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1
JUKI株式会社 本社東棟3階多目的ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第101期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類等に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.juki.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期は、縫製機器事業におけるアジアの新興国市場での売上が前年に引き続き堅調であったことや、新しいお客様の開拓や利益率の高い事業領域の拡大に注力してきたことに加え、円安基調で推移したことなどから、連結売上高は1,128億6千5百万円（対前年同期比4.9%増）となりました。

利益面につきましては、縫製機器事業については堅調に推移したものの、当下半期より中国経済の減速による影響が現れ、主に産業装置事業分野における設備投資需要の大きな減退で売上が減少したことに加え、他社との競争が一段と厳しくなり利益率が低下したことなどから、連結営業利益は71億1千万円（対前年同期比13.5%減）となりました。また、当下半期において中国人民元やインドルピーなどの新興国の通貨下落による評価損が為替差損として発生したことなどで連結経常利益は57億2千8百万円（対前年同期比25.7%減）、連結当期純利益は38億5千3百万円（対前年同期比36.4%減）となりました。

次に主なセグメント別の状況につきましてご報告申し上げます。

① 縫製機器事業

アパレル縫製産業においては、ベトナム・バングラデシュを中心としたアジア新興国地域や中南米・アフリカなどでの売上が拡大したこと、商品別では自動車シート・スポーツシューズなどのノンアパレル向け商品の売上やアパレルにおいては自動化ニーズの高まりにより自動機の売上が増加したことなどから、縫製機器事業全体の売上高は861億4千7百万円（対前年同期比10.5%増）となりました。

② 産業装置事業（チップマウンタ・検査機・印刷機等）

新製品のマウンタや省力化設備などで売上げがあったものの、最大の市場である中国では、下半期に入ってから景気減速の影響が顕著なものとなり設備投資需要が大きく減退してきたことなどで売上が減少し、産業装置事業全体の売上高は205億1千8百万円（対前年同期比8.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期においては、機械装置及び運搬具に4億5千2百万円、工具、器具及び備品に3億8千1百万円など総額12億5千2百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達は、自己資金及び金融機関からの借入金等により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、「21世紀を生き抜くグローバルなものづくり企業」をビジョンとして、平成28年度（2016年度）までの中期経営計画を策定しており、基本方針として、「持続的に収益を上げることの出来る事業構造の構築」「戦略実行を実現する専門性があり逞しい人材（プロ）の育成」「スマートな事業基盤の構築（ムダがなく生産性の高い経営体制）」を掲げておりますが、2016年においてはこれを確実に達成していくために次の3点を重点に進めてまいります。

① 施策実行力の強化

- ・市場の変化に対応するため、主戦場である海外の販売拠点のマネジメントを強化し、現場の営業改革を徹底してまいります。
- ・子会社のJUKIシンガポールを、中国を除くアジアとアフリカ地域を統括する地域本社とし、スピーディな意思決定が現地で行えるよう進めてまいります。
- ・本社の各管理部門は、グローバル コ・オペレートセンターとして、海外のグループ会社に対するサポート機能の役割を更に強化してまいります。

② 製品・サービス競争力の強化

- ・商品企画力と開発力を強化してまいります。これは、お客様ニーズと他社製品の動向を吸い上げたイノベティブで付加価値の高い商品を開発することを目指しております。
- ・お客様の自動化、システム化、ロボット化ニーズ等の大型案件について、カスタマイズを強化してまいります。
- ・積極的に設備投資を進め、生産工程の自動化推進や搬送システムの導入などにより自社工場のスマート化を徹底して生産性を向上してまいります。

③ 収益力、財務力向上のための体制・仕組みの強化

- ・縫製機器のノンアパレル事業や産業装置での省力化設備、提携商品を活用した自動化ニーズへの対応を強化するとともに、パーツ事業も拡大してまいります。
- ・ソリューション営業を強化し、お客様に対する自動化・省力化の提案活動の幅を広げ、ダイナミックな活動を展開してまいります。
- ・精密 casting・加工・組立を中心とした大手顧客からの受託事業について、グループ会社全体で一体運営の体制を敷き、グループ事業としてより一層強化してまいります。
- ・スマートな事業基盤を構築するため、産業装置事業の構造改革を早期に完遂するとともに、当社全体の業務改革として製造から販売までの業務フローをスマート化し、在庫等を圧縮することでキャッシュ・フローを改善してまいります。加えて、開発・生産部門においてはQCDを徹底した品質経営を推進してまいります。

これらの課題に当社グループ一丸となって取り組み、株主の皆様のご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第98期	第99期	第100期	第101期
	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 75,831	百万円 94,385	百万円 107,581	百万円 112,865
経 常 損 益	△2,996	3,878	7,710	5,728
当 期 純 損 益	△8,342	3,006	6,058	3,853
1株当たり当期純損益	円 △322.81	円 116.35	円 219.17	円 129.14
総 資 産	百万円 110,341	百万円 113,189	百万円 130,751	百万円 119,281
純 資 産	4,934	11,806	25,010	28,477
1株当たり純資産	円 179.56	円 442.38	円 804.10	円 927.63

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。
2. 平成27年7月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第98期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第98期	第99期	第100期	第101期
	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期 (当事業年度)
売 上 高	百万円 49,009	百万円 52,265	百万円 56,410	百万円 58,870
経 常 損 益	△1,702	3,297	7,962	5,222
当 期 純 損 益	△7,234	2,940	7,031	3,563
1株当たり当期純損益	円 △279.95	円 113.80	円 254.37	円 119.42
総 資 産	百万円 90,388	百万円 91,866	百万円 109,211	百万円 97,075
純 資 産	11,074	14,493	25,919	29,498
1株当たり純資産	円 428.54	円 560.84	円 868.59	円 988.63

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。
2. 平成27年7月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第98期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率		主要な事業内容
		直接所有	間接所有	
J U K I オートメーションシステムズ(株)	百万円 1,850	% 81.1	% —	チップマウンタ・検査機・印刷機等の販売
J U K I 電子工業(株)	300	100.0	—	チップマウンタ・検査機・印刷機等の製造販売
J U K I 販売(株)	86	100.0	—	日本国内の縫製機器の販売
JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	US\$ 8,079千	100.0	—	アジア地区の縫製機器の販売
重機(上海)工業有限公司	元 196,148千	27.5	72.5	工業用ミシンの製造販売
重機(中国)投資有限公司	元 358,365千	100.0	—	中国地区子会社の管理統括及び縫製機器の販売
重機(寧波)精密機械有限公司	元 42,876千	—	100.0	縫製機器部品の製造販売
JUKI AMERICA, INC.	US\$ 26,346千	100.0	—	米州地区の縫製機器の販売
東京重機国際貿易(上海)有限公司	元 5,001千	100.0	—	中国地区のチップマウンタ・検査機・印刷機等の販売
新興重機工業有限公司	元 160,000千	—	89.9	工業用ミシンの製造販売
JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.	PLN 50千	100.0	—	欧州地区の縫製機器の販売
JUKI (HONG KONG) LTD.	HK\$ 148,655千	100.0	—	中国、東アジア地区の縫製機器の販売

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
縫製機器事業	工業用マシン及び家庭用マシンの製造・販売
産業装置事業	産業用製造装置（チップマウンタ・検査機・印刷機等）の製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	事業所名	所在地
J U K I 株式会社	本社	東京都
	大田原工場	栃木県
J U K I オートメーションシステムズ(株)	本社	東京都
J U K I 電子工業(株)	本社工場	秋田県
J U K I 販売(株)	本社	東京都
JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	本社	シンガポール
重機（上海）工業有限公司	本社工場	中国、上海市
重機（中国）投資有限公司	本社	中国、上海市
重機（寧波）精密機械有限公司	本社工場	中国、浙江省
JUKI AMERICA, INC.	本社	アメリカ、フロリダ
東京重機国際貿易（上海）有限公司	本社	中国、上海市

(9) 従業員の状況

(平成27年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
縫製機器事業	3,984名	111名増
産業装置事業	844名	117名減
その他の事業	1,184名	74名増
全社(共通)	233名	24名増
合計	6,245名	92名増

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
807名	48名増	44.5歳	19.8年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

(平成27年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	24,036
三井住友信託銀行株式会社	9,941
みずほ信託銀行株式会社	5,928
株式会社広島銀行	4,686
株式会社商工組合中央金庫	3,047
株式会社日本政策投資銀行	2,975

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(注) 平成27年3月26日開催の第100回定時株主総会決議により、平成27年7月1日付で株式併合に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は320,000,000株減少し、80,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 29,874,179株（自己株式36,089株を含む）

(注) 平成27年3月26日開催の第100回定時株主総会決議により、平成27年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式の総数は119,496,720株減少しております。

(3) 株主数 15,741名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,511	5.06
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	938	3.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	774	2.59
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	732	2.45
JP MORGAN CHASE BANK 380634	695	2.33
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG /JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	620	2.07
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	569	1.90
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	553	1.85
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	511	1.71
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	499	1.67

(注) 持株比率は自己株式（36,089株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	清 原 晃		JUKIオートメーションシステムズ(株)代表取締役社長
取締役 常務執行役員	中 村 宏	「開発センター(技術企画部、技術開発部)担当」兼「管理センター(人事部、総務部)担当」兼「秘書室担当」兼「監査部担当」兼「内部統制・コンプライアンス担当」兼「業界団体担当」	
取締役 常務執行役員	宮 下 尚 武	「事業センター(縫製機器ユニット、家庭用ミシンユニット)担当」兼「縫製機器ユニット長」兼「スマートソーイングシステム部長」	重機(中国)投資(有)董事 兼 販売総経 理
取 締 役	永 嶋 弘 和		JUKIオートメーションシステムズ(株)取締役専務執行役員 兼 東京重機国際貿易(上海)(有)董事 兼 総経 理
取 締 役	尾 崎 俊 彦		
取 締 役	長 崎 和 三		
常 勤 監 査 役	大 竹 義 博		JUKIオートメーションシステムズ(株)監査役
監 査 役	井 上 皓 介		
監 査 役	田 中 昌 利		弁護士

- (注) 1. 取締役尾崎俊彦氏、長崎和三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 取締役尾崎俊彦氏、長崎和三氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
 3. 監査役井上皓介氏、田中昌利氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役大竹義博氏は、長年経理業務を担当した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役井上皓介氏は、長年企業経営に携っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役	6名	152百万円
監査役	3名	21百万円
合 計	9名	173百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、10ページに記載のとおりであります。
なお、当社との間には特記すべき関係はございません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	尾 崎 俊 彦	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	長 崎 和 三	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
監査役	井 上 皓 介	当期開催の取締役会12回のすべてに、また、監査役会9回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	田 中 昌 利	当期開催の取締役会12回のすべてに、また、監査役会9回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役尾崎俊彦氏、長崎和三氏、社外監査役井上皓介氏、田中昌利氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4名	24百万円

(ご参考)

＜執行役員＞

当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役永嶋弘和氏、尾崎俊彦氏、長崎和三氏を除く全取締役が兼任するほか、専任の執行役員は次のとおりであります。

(平成27年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常務執行役員	内 梨 晋 介	「生産センター担当」兼「管理センター（財務経理部）担当」兼「事業開発センター担当」	
常務執行役員	和 田 稔	「開発センター（縫製機器開発部）担当」兼「品質保証部担当」	
常務執行役員	後 藤 博 文		重機(中国)投資(有)限責任会社 兼 本部総経理
常務執行役員	野々村 雅 彦	「管理センター（経営企画部、事業管理部）担当」	
執行役員	本 間 君 雄	家庭用ミシンユニット長	JUKI販売(株)代表取締役社長
執行役員	見 浦 利 正	人事部長	
執行役員	篠 塚 寿 信	「生産センター副担当（ものづくり技術部担当）」	
執行役員 (グループ会社担当)	濱 学 洋		JUKIオートメーションシステムズ(株)取締役常務執行役員
執行役員 (グループ会社担当)	Robert J. Black Jr.	「産業装置セグメント 欧州・北米・南米エリア営業担当」	JUKI AUTOMATION SYSTEMS INC. 取締役社長 兼 CEO 兼 JUKI AUTOMATION SYSTEMS AG. 取締役社長
執行役員	二 瓶 勝 美	縫製機器ユニット副ユニット長（アジア・中近東エリア担当）兼 縫製機器ユニットノンアパレルカンパニー長	
執行役員	小 西 浩 樹	事業管理部長	
執行役員 (グループ会社担当)	高 橋 喜久雄	グループ事業カンパニー長 兼 グループ事業統括部秋田分室長	JUKI電子工業(株)代表取締役社長
執行役員	浜 外 剛 重	縫製機器ユニット副ユニット長（欧米エリア担当）	JUKI AMERICA, INC. 取締役社長
執行役員	新 田 実		JUKI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長
執行役員	松 本 潔	「生産センター副担当（生産企画部担当 兼 生産技術部担当）」	

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 61百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 67百万円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、JUKI SINGAPORE PTE. LTD.、重機(上海)工業有限公司、重機(中国)投資有限公司、重機(寧波)精密機械有限公司、東京重機国際貿易(上海)有限公司、新興重機工業有限公司、JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO. O.、JUKI(HONG KONG)LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、決議しております。本件決議内容につきましては、内容を適宜見直した上で修正決議を行っております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
- ② 当社は、具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
- ③ 当社及び当社の子会社（以下「グループ会社」という）から成る企業集団全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
- ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には、毅然たる態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る情報は、「重要文書保管規定」を定め、保管・管理する。

(3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 「リスク管理規定」を定め、当社及びグループ会社全体のリスクの管理を行う。
- ② 「リスク管理会議」を設置し、全社の重要リスクに対し検討を行い対策を講じるとともに、各部門のリスク対策活動を管理する。
- ③ 具現化したリスクに関しては、「危機対応タスクフォース」において、迅速な対応措置を執る。

(4) 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を執ることにより、取締役の職務執行権限の一部を執行役員に移譲し、職務執行の迅速化に努める。
- ② 「権限規定」において取締役の職務執行権限の一部を使用人に移譲し、効率的な意思決定を行う。
- ③ 重要な意思決定事項については、「経営戦略会議」において審議を行い、社長が決定を行う。
- ④ 職務執行に当たっては、「組織規定」において役割を定め、効率的な職務の執行に努める。

- (5) 当社の使用人並びにグループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
 - ② 社員の具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
 - ③ 法令遵守の徹底をはかるため、コンプライアンスの教育普及及び管理活動は法務担当部門が行う。
 - ④ 法令遵守の担当役員として内部統制・コンプライアンス担当役員を設け、関連組織及び活動の統括をはかる。
 - ⑤ 当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
 - ⑥ 社員のコンプライアンス上の疑問点について答えるため、社員が直接に相談する「社員相談窓口」を設ける。
- (6) グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① グループ会社は、「グループ経営会議」において、経営方針・経営計画について当社に報告を行い、チェックと調整をする。
 - ② グループ会社は、「グループ会社管理規定」に従い、当社に定期的及び必要に応じ報告を行う。
 - ③ グループ会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに当社の内部統制・コンプライアンス担当役員に報告する。
- (7) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
- ① 当社は、「組織規定」及び「グループ会社管理規定」において、機能別組織による経営管理体制を定める。
 - ② グループ会社における経営資源配分的意思決定については、「権限規定」においてそのルールを定める。
 - ③ 当社監査部は、グループ会社に対しても必要に応じ内部監査を行う。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役を補佐する組織として、監査役に直属する「監査役室」を設置する。

- (9) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、「監査役室」に属する使用人の人事異動、人事評価に関して意見を述べる事が出来る。
 - ② 「監査役室」に属する使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を速やかに収集する。
- (10) 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 常勤監査役は、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議、リスク管理会議等の重要会議体に参加し、自ら必要な情報を収集する。
 - ② 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
 - ③ 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接当社の担当部門並びにグループ会社の取締役等及び使用人からその報告を受ける。
- (11) 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役への報告をした者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないことを「コンプライアンス規定」に明記し、当社及びグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
- (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年監査役が計画する予算を計上する。
 - ② 前号の予算外であっても、監査役が監査の実効性を確保するために必要と判断する費用の発生が見込まれる場合は、適切に対応する。
- (13) 監査役監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制
- ① 監査役は、取締役会に参加し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時に行う。
 - ② 監査役は、必要に応じて監査部と連携を取り、監査役監査を行う。
 - ③ 監査役は、必要に応じて顧問弁護士や公認会計士と連携を取り、監査役監査を行う。
- (14) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 法令遵守体制

- ・海外の現地社員にもわかりやすく、シンプルで普遍性のある内容に見直した「JUKIグループ社員行動規範」を、日・中・英各国語版に翻訳・配布し、グループ社員一人ひとりまでコンプライアンスの徹底を図っています。
- ・「コンプライアンス規定」に則り、グループ会社も含め、法令遵守体制の運用の徹底を図っています。
- ・「反社会的勢力に関する宣言文」を掲示、契約書の条項にも反映させています。

(2) リスク管理体制

- ・「リスク管理規定」に則り、「リスク管理会議」を原則四半期ごとに1回開催し、グループ会社も含めたリスク抽出、リスク評価を実施しました。
- ・具現化したリスクに関しては「危機対応タスクフォース」において、迅速な対応処置を執っています。

(3) 取締役の職務の執行体制

- ・「執行役員規定」「権限規定」及び「組織規定」において、職務の執行が迅速にかつ効率的に行われるよう努めています。
- ・「経営戦略会議」を原則月2回開催し、重要事項に掛かる迅速な意思決定を行っています。

(4) グループ会社管理体制

- ・「組織規定」「グループ会社管理規定」において、機能別組織による経営管理体制を定めており、半期に1回「グループ経営会議」を開催し、グループ会社の経営方針・経営計画の報告を行い、運用状況のチェックと調整を行いました。

(5) 内部監査

- ・グループ会社の内部監査を内部監査計画に則り実施しました。
- ・海外拠点の管理体制の強化を目的として16拠点の指導活動を実施しました。

(6) 監査役の活動に関わる体制

- ・監査役を補佐する組織として「監査役室」を設置し、必要な情報収集を行っています。
- ・監査役は、3ヶ月に一度代表取締役との意見交換を行っています。
- ・監査役は、公認会計士とは、会計監査に関し定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しています。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	86,958	流動負債	64,436
現金及び預金	7,906	支払手形及び買掛金	10,126
受取手形及び売掛金	31,263	短期借入金	46,870
商品及び製品	31,689	リース債務	123
仕掛品	3,532	未払金	1,718
原材料及び貯蔵品	7,424	未払費用	3,473
繰延税金資産	2,595	未払法人税等	745
その他	2,945	賞与引当金	60
貸倒引当金	△400	設備関係支払手形	111
固定資産	32,323	その他	1,205
有形固定資産	25,024	固定負債	26,367
建物及び構築物	13,844	長期借入金	20,101
機械装置及び運搬具	3,036	リース債務	281
工具、器具及び備品	1,047	役員退職慰労引当金	171
土地	6,656	退職給付に係る負債	5,084
リース資産	342	その他	728
建設仮勘定	97	負債合計	90,803
無形固定資産	1,797	純資産の部	
投資その他の資産	5,501	株主資本	27,873
投資有価証券	3,009	資本金	18,044
長期貸付金	432	資本剰余金	2,094
長期前払費用	353	利益剰余金	7,800
繰延税金資産	202	自己株式	△66
退職給付に係る資産	982	その他の包括利益累計額	△194
その他	2,316	その他有価証券評価差額金	817
貸倒引当金	△1,795	為替換算調整勘定	△1,148
		退職給付に係る調整累計額	136
		少数株主持分	799
		純資産合計	28,477
資産合計	119,281	負債及び純資産合計	119,281

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	112,865
売上原価	78,293
販売費及び一般管理費	34,571
営業利益	27,461
営業外収益	7,110
受取利息	127
受取配当金	147
受取手数料	193
その他	445
営業外費用	914
支払替利差	1,321
その他	819
の利益	155
特別利益	2,296
固定資産売却益	50
その他	0
特別損失	51
固定資産除売却損	65
投資有価証券評価損	34
減損	32
その他	4
税金等調整前当期純利益	137
法人税、住民税及び事業税	5,642
法人税等調整額	1,625
少数株主損益調整前当期純利益	1,989
少数株主損失	3,652
当期純利益	200
	3,853

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,044	2,094	3,754	△62	23,831
会計方針の変更による累積的影響額			1,087		1,087
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,044	2,094	4,841	△62	24,918
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△895		△895
当期純利益			3,853		3,853
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,958	△3	2,954
当 期 末 残 高	18,044	2,094	7,800	△66	27,873

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	817	△3	△695	44	163	1,015	25,010
会計方針の変更による累積的影響額						7	1,094
会計方針の変更を反映した当期首残高	817	△3	△695	44	163	1,022	26,104
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△895
当期純利益							3,853
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							0
自己株式処分差損の振替							-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	0	3	△453	91	△358	△223	△581
当期変動額合計	0	3	△453	91	△358	△223	2,372
当 期 末 残 高	817	-	△1,148	136	△194	799	28,477

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 31社

主要な連結子会社の名称

連結子会社は J U K I オートメーションシステムズ(株)、J U K I 電子工業(株)、JUKI SINGAPORE PTE. LTD.、重機(上海)工業有限公司、重機(中国)投資有限公司、他26社であります。

② 主要な非連結子会社の名称等

昭和ジューキ(株)等の非連結子会社6社は、全体として企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げないため、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社6社及び(株)ニッセン他4社の関連会社は、全体として企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げないため、持分法の適用範囲に含めておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、JUKI INDIA PVT. LTD. (3月31日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、JUKI INDIA PVT. LTD.については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券 (時価のあるもの) …連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

その他有価証券 (時価のないもの) …移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

原則として時価法

ハ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品…主として総平均法又は先入先出法

原材料及び貯蔵品…主として総平均法又は最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。在外連結子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

当社及び国内連結子会社は定額法によっております。なお、機器と一体となって販売されるソフトウェアは有効期間（2～5年）に基づく毎期均等額以上、自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。在外連結子会社は定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は貸倒見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度は、平成19年6月28日を支給打切日として以降廃止しており、支給打切日現在の支給見込み額を計上しております。

また、連結子会社8社は内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生会計年度に一括償却しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	長期借入金
為替予約	外貨建債権（予定取引を含む）

ハ. ヘッジ方針

内規に基づき、当社の財務担当部門の管理のもとに実需の範囲内での取引（予定取引を含む）に限定し、将来の金利変動及び為替変動のリスク回避のためのヘッジを目的としております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時点で金利変動または為替変動の相殺の有効性を評価し、その後ヘッジ期間を通じて当初決めた有効性の評価方法を用いて、決算日毎に高い有効性が保たれていることを確かめております。なお、為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるためヘッジ有効性の評価は省略しております。また、特例処理による金利スワップについても有効性の評価を省略しております。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の前平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が806百万円増加し、退職給付に係る負債が394百万円減少するとともに、利益剰余金が1,087百万円増加しております。また、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

建 物 及 び 構 築 物	3,816百万円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	808百万円
土 地	2,402百万円
無 形 固 定 資 産	313百万円
投 資 有 価 証 券	2,010百万円
計	9,352百万円

うち財団抵当に供している資産 5,150百万円

(担保に係る債務)

短 期 借 入 金	25,914百万円
長 期 借 入 金	16,260百万円
計	42,174百万円

うち財団抵当に対応する債務 35,469百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 41,674百万円
減損損失累計額については、減価償却累計額に含めております。

(3) 受取手形割引高 211百万円

(4) 財務制限条項

借入金のうち、5,652百万円には、主に下記内容の財務制限条項が付されております。
各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失と
ならないようにすること。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,874,179株

(注) 平成27年3月26日開催の第100回定時株主総会決議により、平成27年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は119,496,720株減少しております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	596	4.00	平成26年12月31日	平成27年3月27日
平成27年8月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	298	2.00	平成27年6月30日	平成27年9月8日

(注) 平成27年3月26日開催の第100回定時株主総会決議により、平成27年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり配当額については、株式併合前の実際の金額を記載しております。株式併合を考慮した場合の平成27年3月26日定時株主総会決議の1株当たり配当額は20円となり、平成27年8月6日取締役会決議の1株当たり配当額は10円となります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年3月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	745	25.00	平成27年12月31日	平成28年3月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金は主として金融機関からの借入により調達しており、また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権（受取手形及び売掛金等）に係る顧客の信用リスクは、担当部署での与信管理規程に沿って、貸倒リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、デリバティブ取引（為替及び金利関連）は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが困難なものは含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	7,906	7,906	—
(2) 受取手形及び売掛金(*2)	30,862	30,862	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2,586	2,586	—
(4) 支払手形及び買掛金	(10,126)	(10,126)	—
(5) 短期借入金(*3)	(35,554)	(35,554)	—
(6) 長期借入金(*3)	(31,416)	(31,496)	79
(7) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	263	263	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*3)連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含まれて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額422百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 927円63銭

(2) 1株当たり当期純利益 129円14銭

(注) 当社は平成27年7月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	45,032	流動負債	46,893
現金及び預金	175	支払手形	1,559
受取掛手形	479	買掛金	6,501
商品及び製品	21,215	短期借入金	26,114
仕掛品	2,693	関係会社短期借入金	1,443
材料及び貯蔵品	1,110	リース債	69
未収収益	67	未払費用	8,623
短期貸付	707	未払法人税等	2,090
未収入金	8,723	預り金	199
繰延税金資産	6,726	備関係支払手形	194
その他	1,415	その他	34
固定資産	52,042	固定負債	20,683
有形固定資産	14,590	長期借入金	17,193
建物	9,309	リース負債	176
構築物	148	長期未払引当金	159
機械及び装置	117	退職給付引当金	2,898
車両運搬具	3	役員慰勞引当金	97
工具、器具及び備品	217	繰延税金	142
土地	4,555	その他	15
建物	182		
建設仮勘	56		
無形固定資産	649	負債合計	67,576
特許	343	純資産の部	
ソフトウェア	233	株主資本	28,672
その他	57	資本	18,044
投資その他の資産	36,803	資本剰余金	2,094
投資有価証券	2,581	資本準備金	2,094
関係会社株	19,180	利益剰余金	8,600
関係会社出資	6,389	利益準備金	167
出資	186	その他利益剰余金	8,433
関係会社長期貸付金	8,552	繰越利益剰余金	8,433
従業員に対する長期貸付金	15	自己株	△66
関係会社長期未収入金	1,508	評価・換算差額等	825
破産更生債権等	223	その他有価証券評価差額金	825
長期前払費用	89		
前払年金費用	31		
その他	45	純資産合計	29,498
貸倒引当金	△2,001	負債及び純資産合計	97,075
資産合計	97,075		

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	58,870
売上原価	46,722
売上総利益	12,147
販売費及び一般管理費	9,321
営業利益	2,825
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,232
受取手数料	1,664
その他	523
営業外費用	
支払払利息	764
為替差損	244
その他	14
経常利益	5,222
特別利益	
固定資産売却益	26
特別損失	
固定資産除売却損	6
関係会社株式評価損	361
関係会社出資金評価損	306
税引前当期純利益	4,576
法人税、住民税及び事業税	593
法人税等調整額	419
当期純利益	3,563

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	18,044	2,094	—	2,094	77	4,992	5,069
会計方針の変更による累積的影響額						862	862
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,044	2,094	—	2,094	77	5,854	5,931
当 期 変 動 額							
利益準備金の積立					89	△89	—
剰余金の配当						△895	△895
当期純利益						3,563	3,563
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			
自己株式処分差損の振替			0	0		△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	89	2,578	2,668
当 期 末 残 高	18,044	2,094	—	2,094	167	8,433	8,600

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△62	25,146	775	△3	772	25,919
会計方針の変更による累積的影響額		862				862
会計方針の変更を反映した当期首残高	△62	26,008	775	△3	772	26,781
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△895				△895
当期純利益		3,563				3,563
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	0	0				0
自己株式処分差損の振替		—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			50	3	53	53
当 期 変 動 額 合 計	△3	2,664	50	3	53	2,717
当 期 末 残 高	△66	28,672	825	—	825	29,498

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券…期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は時価のあるもの）全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

その他有価証券…移動平均法による原価法
（時価のないもの）

② デリバティブ

原則として時価法

③ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品……………総平均法

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しております。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

構 築 物 3～50年

機械及び装置、車両運搬具 2～15年

工 具、器 具 及 び 備 品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生会計年度に一括償却しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度は、平成19年6月28日を支給打切日として以降廃止しており、支給打切日現在の支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	長期借入金
為替予約	外貨建債権 (予定取引を含む)

ハ. ヘッジ方針

内規に基づき、財務担当部門の管理のもとに実需の範囲内での取引（予定取引を含む）に限定し、将来の金利変動及び為替変動のリスク回避のためのヘッジを目的としております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時点で金利変動または為替変動の相殺の有効性を評価し、その後ヘッジ期間を通じて当初決めた有効性の評価方法を用いて、決算日毎に高い有効性が保たれていることを確かめております。なお、為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるためヘッジ有効性の評価は省略しております。また、特例処理による金利スワップについても有効性の評価を省略しております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が23百万円増加し、退職給付引当金が839百万円減少し、繰越利益剰余金が862百万円増加しております。また、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

建	物	521百万円
構	築	16百万円
機	械	30百万円
土	地	637百万円
投	資	2,010百万円
	有	
	価	
	証	
	券	
計		3,216百万円

うち財団抵当に供している資産

1,205百万円

(担保に係る債務)

短	期	借	入	金	20,948百万円
長	期	借	入	金	14,590百万円
計					35,538百万円

うち財団抵当に対応する債務

30,568百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

15,900百万円

(3) 保証債務残高

(単位：百万円)

被 保 証 者	保 証 金 額	保 証 債 務 の 内 容
JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	6,812	借入債務に係る保証
重機（中国）投資有限公司	4,082	借入債務に係る保証
重機（上海）工業有限公司	1,432	借入債務に係る保証
JUKI (VIETNAM) CO., LTD.	1,299	借入債務に係る保証
JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO. O.	919	借入債務に係る保証
計	14,547	

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	36,903百万円
短期金銭債務	14,577百万円

(5) 財務制限条項

借入金のうち、5,535百万円には、下記内容の財務制限条項が付されております。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失としないようにすること。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	56,222百万円
仕入高	32,156百万円
その他の営業取引高	5,006百万円
営業取引以外の取引高	3,231百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	36,089株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

・流動の部	繰延税金資産	
	棚卸資産評価損	43百万円
	未払事業税	31
	繰越試験研究費控除	87
	繰越欠損金	1,359
	その他	24
	計	1,546
	評価性引当額	△130
	繰延税金資産計	1,415百万円
・固定の部	繰延税金資産	
	退職給付引当金	926百万円
	役員退職慰労引当金	31
	貸倒引当金	645
	減損損失	165
	関係会社株式評価損	1,819
	関係会社出資金評価損	240
	その他	627
	計	4,454
	評価性引当額	△4,361
	繰延税金資産計	93
	繰延税金負債との相殺	△93
	繰延税金資産の純額	－百万円
	繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	236百万円
	繰延税金負債計	236
	繰延税金資産との相殺	△93
	繰延税金負債の純額	142百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	取引により発生した債権または債務	
						科目	期末残高(百万円)
子 会 社	JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	29,584	売掛金	13,855
				債務の保証	6,812	—	—
				資金の貸付	2,143	短期貸付金	603
				資金の回収	1,867	—	—
				利息の受取	23	—	—
	東京重機国際貿易(上海)有	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	— (*)	未収入金	1,649
	重機(中国)投資有	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	資金の貸付	6,300	関係会社 長期貸付金	6,766
				資金の回収	7,198	—	—
				利息の受取	127	—	—
				債務の保証	4,082	—	—
	JUKIオートメーションシステムズ有	所有 直接 81.1%	当社製品の 販売保守	製品の購入	— (*)	未払金	8,187
				資金の貸付	1,450	短期貸付金	7,400
				利息の受取	59	—	—
	JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	5,534	売掛金	2,573
新興重機工業有	所有 間接 89.9%	当社製品の 製造	製品の購入	5,369	買掛金	1,061	
JUKI AUTOMATION SYSTEMS INC.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	— (*)	未収入金	787	
					関係会社 長期未収入金	132	

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	取引により発生した 債権または債務	
						科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	JUKI AUTOMATION SYSTEMS AG.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	— (*)	未収入金	2,189
						関係会社 長期未収入金	25
	JUKI 電子工業(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 製造	担保の受入	(注3)	—	—
	重機(上海)工業(有)	所有 直接 27.5% 間接 72.5%	当社製品の 製造	製品の購入	11,736	買掛金	2,156
				資金の返済	395	関係会社 長期貸付金	1,368
				利息の受取	27	—	—
				技術提供費収入等	773	未収収益	201
				債務の保証	1,432	—	—
	JUKI AMERICA, INC.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	6,896	売掛金	1,238
				資金の借入	475	関係会社 短期借入金	482
				資金の返済	1,158	—	—
				利息の支払	6	—	—
	JUKI (VIETNAM) CO., LTD.	所有 直接 100.0%	当社製品の 製造	債務の保証	1,299	—	—
	JUKI SMT ASIA CO., LTD.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	— (*)	未収入金	505
関係会社 長期未収入金						1,161	
JUKI 販売(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	2,860	売掛金	1,140	
JUKI INDIA PVT. LTD.	所有 間接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	1,310	売掛金	1,573	
					関係会社 長期未収入金	156	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 売上及び仕入等については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付、借入については、利率は市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して合理的に決定しております。
3. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の不動産の担保提供（根抵当権設定極度額2,000百万円）を受けております。なお、担保提供料は支払っておりません。
4. 技術提供費収入等については、市場価格等を勘案して決定しております。
5. JUKI SINGAPORE PTE. LTD.、重機(中国)投資(有)、重機(上海)工業(有)、JUKI (VIETNAM) CO., LTD.、JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.への保証債務は銀行からの借入金につき行ったものであります。なお、一定の債務保証料を収受しております。
6. 上表に記載した関係会社長期未収入金（貸倒懸念債権）に対し1,397百万円の貸倒引当金を計上しております。これらの引当金に関連し、当事業年度において合計1百万円の貸倒引当金戻入を計上しております。
7. 子会社の長期未収入金等については、市場金利及び相手先の財政状況を勘案して利息を収受しております。なお、JUKI INDIA PVT. LTD.からは利息を収受しておりません。
8. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (*) 当社は、平成25年8月1日より産業装置事業においてJUKIオートメーションシステムズ(株)の代理人として販売取引を行っているため、損益計算書において、当該販売取引高と購買取引高を相殺表示しております。
- なお、東京重機国際貿易(上海)(有)への販売取引高は7,805百万円、JUKI AUTOMATION SYSTEMS INC.への販売取引高は1,193百万円、JUKI AUTOMATION SYSTEMS AG.への販売取引高は1,263百万円、JUKI SMT ASIA CO., LTD.への販売取引高は657百万円、JUKIオートメーションシステムズ(株)からの購買取引高は15,185百万円であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	988円63銭
(2) 1株当たり当期純利益	119円42銭

- (注) 当社は平成27年7月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

J U K I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋 口 義 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 健 太 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JUKI株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JUKI株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

J U K I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋 口 義 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 健 太 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JUKI株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月9日

J U K I 株式会社 監査役会
常勤監査役 大竹 義博 ㊟
監査役 井上 皓介 ㊟
監査役 田中 昌利 ㊟

(注) 監査役井上皓介及び監査役田中昌利は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益配分につきましては、当期の業績や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当による株主様への利益還元の充実に努めることを基本方針としております。

この方針に基づき、第101期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 745,952,250円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第31条および第43条の一部を変更するものであります。なお、定款第31条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（社外取締役の責任限定契約） 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>（<u>取締役</u>の責任限定契約） 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>（社外監査役の責任限定契約） 第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>（<u>監査役</u>の責任限定契約） 第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の規定する最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	きよ はら あきら 清 原 晃 (昭和26年11月26日)	昭和49年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成14年4月 ㈱みずほ銀行執行役員法人企画部長 平成15年3月 同行常務執行役員 平成19年3月 みずほキャピタル㈱代表取締役社長 平成21年5月 当社入社顧問 平成21年6月 専務取締役CAO兼CCO 平成21年7月 専務取締役CFO兼CAO兼CCO 平成22年6月 代表取締役社長 平成25年8月 代表取締役社長兼JUKIオートメーションシステムズ㈱代表取締役社長（現）	24,100株
2	みや した なお たけ 宮 下 尚 武 (昭和35年10月22日)	昭和57年4月 当社入社 平成16年4月 JUKI (HONG KONG) LTD. 取締役社長兼重機（上海）産品服務有限公司董事 平成16年10月 重機（上海）産品服務有限公司総経理 平成19年10月 重機（中国）投資有限公司董事兼総経理兼重機（上海）産品服務有限公司董事兼総経理 平成21年7月 執行役員重機（中国）投資有限公司董事兼総経理 平成24年5月 執行役員縫製機器ユニット副ユニット長 平成25年3月 常務執行役員縫製機器ユニット長 平成26年3月 取締役常務執行役員「事業センター（縫製機器ユニット、家庭用ミシンユニット）担当」兼縫製機器ユニット長兼「品質保証部担当」 平成27年1月 取締役常務執行役員「事業センター（縫製機器ユニット、家庭用ミシンユニット）担当」兼縫製機器ユニット長兼スマートソーイングシステム部長 平成27年5月 取締役常務執行役員「事業センター（縫製機器ユニット、家庭用ミシンユニット）担当」兼縫製機器ユニット長兼スマートソーイングシステム部長 兼 重機（中国）投資有限公司董事 兼 販売総経理 平成28年1月 取締役常務執行役員「事業センター（縫製機器ユニット）担当」兼重機（中国）投資有限公司 董事 兼 販売総経理 兼 JUKI SINGAPORE PTE. LTD取締役会長（現）	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	わ だ みのる 和 田 稔 (昭和28年2月9日)	昭和57年7月 当社入社 平成13年1月 大田原工場工業用ミシン製造本部 開発技術部長 平成14年8月 工業用ミシン事業部品品質保証部長 平成15年4月 産業装置事業部第二開発部長 平成18年7月 執行役員 J U K I 電子工業㈱ 代表取締役社長 平成24年8月 上席執行役員「生産センター副担当」 平成25年10月 常務執行役員「開発センター副担当」 平成26年10月 常務執行役員「開発センター（縫製機器開発 部）担当」兼「品質保証部担当」（現）	12,400株
4	お ぎ き と し ひ こ 尾 崎 俊 彦 (昭和22年1月31日)	昭和44年4月 帝国ピストンリング㈱（現T P R ㈱）入社 平成8年2月 同社海外事業室次長 平成10年10月 同社貿易部長 平成14年6月 同社取締役（ユナイテッドピストンリング社 社長） 平成17年6月 同社執行役員兼ユナイテッドピストンリング 社社長 平成18年2月 同社執行役員兼テーピーコーポレーションオブ アメリカ社社長 平成18年6月 同社常務役員兼テーピーコーポレーションオブ アメリカ社社長 平成19年6月 同社常務役員海外営業部長兼テーピー販売㈱ （現T P R 商事㈱）取締役 平成21年6月 同社常務取締役兼テーピー販売㈱取締役 平成22年6月 同社専務取締役兼テーピー販売㈱取締役兼当社 取締役 平成23年6月 同社取締役専務執行役員兼T P R 商事㈱取締 役兼当社取締役 平成26年6月 当社取締役（現）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	なが さき かず み 長崎 和 三 (昭和26年5月28日)	昭和51年4月 ブリヂストンタイヤ(株) (現(株)ブリヂストン) 入社 平成10年11月 同社生産システム開発部長 平成15年3月 同社熊本工場長 平成17年1月 同社横浜工場長 平成17年7月 同社化工品生産本部主任部員 平成20年7月 (株)ブリヂストンEMK代表取締役社長 平成26年1月 (株)ブリヂストンEMK取締役相談役 平成26年2月 (株)ブリヂストンEMK相談役 平成26年3月 当社取締役(現)	0株
6	ほり ゆたか 堀 裕 (昭和24年10月5日)	昭和54年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成元年12月 堀裕法律事務所(現堀総合法律事務所)代表 弁護士(現) 平成11年6月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科講師 平成16年4月 国立大学法人千葉大学理事・副学長(現) 平成22年4月 内閣府・公益認定等委員会委員(現)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 尾崎俊彦氏、長崎和三氏、堀裕氏は、社外取締役候補者であります。
3. 尾崎俊彦氏、長崎和三氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験・知識ならびに経営に関する高い見識と監督能力を背景に、客観的かつ中立的な立場からの的確な助言と意思決定が期待でき、社外取締役として適任であると判断したため、選任をお願いするものであります。
堀裕氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として長年培われた専門的な法律知識と経験から、コンプライアンス面をはじめ的確な助言と意思決定が期待でき、社外取締役として適任であると判断したため、選任をお願いするものであります。
4. 尾崎俊彦氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年9ヵ月であります。
5. 長崎和三氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 堀裕氏は本総会開始の時まで当社の補欠監査役であります。
7. 当社は、尾崎俊彦氏、長崎和三氏、堀裕氏が原案どおり選任された場合には、各氏との間で第2号議案定款変更案第31条に定める会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
8. 尾崎俊彦氏、長崎和三氏、堀裕氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役井上皓介、田中昌利の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	田中昌利 (昭和31年8月5日)	昭和58年4月 裁判官任官 (大阪地裁判事、最高裁調査官、東京高裁判事、知財高裁判事等を歴任) 平成18年4月 裁判官退官、弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成18年4月 長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士就任(現) 平成23年6月 当社監査役(現)	0株
2	磯部康明 (昭和21年5月6日)	昭和44年7月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 平成5年5月 同行総合企画部主計室長 平成8年5月 同行馬喰町支店長 平成12年6月 ㈱千葉興業銀行常務取締役 平成14年6月 ㈱富士総合研究所(現みずほ総合研究所) 上席執行役員 平成17年6月 みずほスタッフ㈱常勤監査役 平成18年6月 日本酒類販売㈱常勤監査役 平成21年6月 同社常勤監査役退任	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
 3. 田中昌利氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として長年培われた専門的な法律知識と経験から、コンプライアンス面をはじめ的確な助言と監査をしていただけるものと判断いたしました。磯部康明氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、的確な助言と監査をしていただけるものと判断いたしました。
 4. 田中昌利氏は、現在当社の社外監査役であります。当社の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年9ヵ月であります。
 5. 磯部康明氏は本総会開始の時まで当社の補欠監査役であります。
 6. 当社は、田中昌利氏、磯部康明氏が原案どおり選任された場合には、両氏との間で第2号議案定款変更案第43条に定める会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役磯部康明、堀裕の両氏の選任に係る株主総会の決議の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
あお い みち かず 青井倫一 (昭和22年2月16日)	昭和55年4月 慶應義塾大学院経営管理研究科助教授 平成2年4月 同研究科教授 平成13年10月 同研究科委員長兼ビジネス・スクール校長 平成23年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授(現) 平成26年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科長(現)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役の補欠かつ社外監査役以外の監査役の補欠であります。
3. 青井倫一氏を補欠監査役の候補者とした理由は、大学院教授としての経営に関する豊富な知識と卓越した見識により的確な助言と監査をしていただけるものと判断いたしました。
4. 当社は、青井倫一氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で第2号議案定款変更案第43条に定める会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、補欠監査役について、その就任前にその選任の取消しを行う場合があります。取消しの手続きは、取締役会の過半数の決議によるものとし、監査役会の同意を得るものとします。

以上

